

もくじ	2~3 p	特集1 平成28年度人権センター事業報告
	4~5 p	特集2 災害と人権(2)
	6~8 p	人権課題について学ぼう 「子どもの人権」「高齢者の人権」 「ホームレスの人権」「刑を終えて出所した人等の人権」
	9 p	ライブラリー 人権センター貸出図書・DVD紹介
	10 p	人権インタビュー 社会保険労務士 川内恵理さん (株式会社ブレインスター 人材開発室長)
	11 p	トピックス 県民意識調査結果の紹介
	12 p	市町村の人権啓発の取り組み<水俣市>



熊本県人権啓発キャラクター  
「コッコロ」

# 特集1 平成28年度人権センター事業報告

## イベントによる啓発



人権フェスティバル <12月4日(日)@熊本テルサ> (右ページに詳細)  
 人権啓発パネル展 <12月1日～16日@県庁新館ロビー>  
 コッコロ隊出動 <6～3月、計50回>  
 ※例年、市町村と共催して実施している人権同和問題講演会は、熊本地震に伴い中止しました。

## マスメディアによる啓発

新聞広告掲載 <7月、11月-県内5紙>  
 情報誌広告掲載 <9月、12月-すばいす\*spice>  
 ラジオ番組放送 <8～10月-エフエム熊本>  
 ラジオスポットCM放送 <11～12月-エフエム熊本、12月-RKK熊本放送>  
 テレビスポットCM放送 <12月>



▲「すばいす\*spice」  
9月30日号掲載広告

## インターネット・パナー広告

インターネットバナー広告 <11～12月>  
 公共交通機関による啓発 (バス車内アナウンス、車内広告)  
 街頭看板 (県庁正門前バス停付近、八代本町2丁目商店街アーケードの2か所)



## 研修会・講座

※例年実施している次の研修会・講座は、熊本地震に伴い中止しました。  
 (平成29年度の実施予定については、ホームページ等でお知らせします。)

- 人権同和問題に関する事業主等研修会
- 人権同和問題指導者育成講座
- フォローアップ研修会
- 人権教育・啓発指導者講座



▲人権メッセージ  
クリアファイル

## 人権啓発事業等

熊本ヴォルターズと連携した人権啓発活動 (右ページに詳細)  
 (試合会場での啓発活動、ポスターの作成・配布等)  
 人権メッセージ募集 <7～9月>  
 人権メッセージ優秀作品の表彰及びポスター・クリアファイル作成  
 (ポスターは、平成29年度に学校等へ送付予定です)

## 啓発資料作成 人権センターにて配布しています♪

人権情報誌「コッコロ通信」 <11月、3月>  
 平成29年人権啓発カレンダー (配布終了)  
 人権研修テキスト～人権全般編～ ←改定・増刷しました！

★詳細は人権センターHPでも公開しています★

熊本県人権センター  検索

▶平成28年度人権メッセージ優秀作品紹介▶

「そのひと言がいかにとよ！」と叱ってくれるのは、友だちだから。

## 熊本県人権フェスティバル

人権同和問題に対する理解を深めるため、県民の皆さんが気軽に参加できるイベントとして「熊本県人権フェスティバル」を開催しました。

日時：平成28年12月4日(日)13:00～16:00 / 会場：ホテル熊本テルサ1階テルサホール  
 来場者：約450人

田嶋副知事からの開会挨拶の後、[人権メッセージ優秀作品表彰式]を行いました。今年度、人権メッセージ「あなたのひとこと」にご応募いただいた15,310作品の中から選ばれた優秀作品10点を表彰しました。

[コッコロ隊ミニステージ]では、県内での人権啓発イベント等に出演し人権啓発を行っているコッコロ隊が登場しました。「コッコロのうた」に合わせてみんなでダンスをしたり、コッコロクイズをみんなで考えたりしました。

次に、[コッコロコンサート]では、県内を中心に活動しているバイオリン・ピアノユニット“ORANGE”による演奏をお聞きいただきました。今回は、チェロ奏者の打越山修多さん<sup>うちごしやましゅうた</sup>をゲストに迎え、「ビリーブ」「情熱大陸」などの曲目を披露されました。

続いての[朗読劇「あん」]は、人気小説「あん」のストーリーを朗読劇にしたものです。原作者であるドリアン助川さんと、女優の中井貴恵さんが出演され、会場は開始後あっという間にお二人の朗読の世界に引き込まれていました。ハンセン病の元患者の女性とのかかわりを通して、ハンセン病に対する誤解や社会の偏見に気づく…というストーリーに、参加者からは「自分の人権意識を見つめ直しました」、「自分を大切に、近くの人を大切にするとすることを改めて実感しました」等の感想をいただきました。たくさんのご来場、ありがとうございました。



## 熊本ヴォルターズと連携した人権啓発活動

熊本県では、平成26年度からプロバスケットボールチーム「熊本ヴォルターズ」と連携して人権の大切さを県民の皆さんにお伝えしています。

今年度は、次のような活動を行いました。



### ホームゲームにおける人権啓発活動

平成28年度は、9月24日(土)・25日(日)と1月20日(金)・21日(土)の試合会場において啓発活動を行いました。

### 人権啓発ポスター

ヴォルターズのホームゲームで配布しました。その他、学校、行政機関、体育館等に掲示したり、バス・電車内の広告に使用したりしています。

### 人権啓発動画の作成

人権に関する情報はもちろん、選手による試合の告知あり、近況報告ありの盛りだくさんの内容です!コートでは見られない、貴重な選手の姿も要チェックです。(左のQRコードか、熊本ヴォルターズのホームページからご覧いただけます。)



▲YouTubeページにアクセスします

## 特集2 災害と人権(2)

※前回 (vol.36・11月発行) に引き続き「災害と人権」をテーマに特集を掲載します。



前回掲載の「災害と人権(1)」では、平成28年4月に発生した熊本地震での避難時を振り返り、特に「災害弱者」・「災害時要支援者」に注目しました。(この内容は、熊本県人権センターのホームページでもご覧いただけます。)

今回は、東日本大震災に起因する人権問題を取り上げます。東日本大震災から6年が経ちました。「6年前、どこか他人事のように思っていたけれども、熊本地震を経験して感じ方・考え方が変わった…」という方も少なくないかもしれません。

### 東日本大震災に起因する人権問題 (平成28年度版「人権の擁護」(法務省人権擁護局発行)より抜粋)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しています。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から

「東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題が起きていると思いますか?」(複数回答)



♪平成28年度人権メッセージ優秀作品紹介♪

へんなあだなでよばないで。ちゃんとなまえがあるんだよ。

### 原発事故のため避難している人に対するいじめ・嫌がらせの問題

内閣府の世論調査でも、震災や原発事故が原因で発生している人権問題として「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」という回答が20%近くありましたが、平成28年11月、東京電力福島第一原発事故で福島県から自主避難していた生徒がいじめを受けていたことが明らかになりました。

この生徒は、自主避難先の小学校(当時通学)で、差別的なあだ名で呼ばれたり、暴力を受けたり、友人が遊ぶための現金を払わされたりしていたと報道されています。避難者を受け入れている別の自治体でも、福島から避難している児童生徒に対し、同様のいじめが発生していることが明らかになりつつあります。

また、学校での児童・生徒に対するいじめだけではなく、避難先で福島ナンバーの自動車がいたずらされたり、避難者を指して「〇万円(賠償金の額)で生活している」などと噂をされたりするといった報道もあっています。



### いじめ・嫌がらせの背景にあるもの

放射線被ばくや、被災者・避難者に対する賠償金等に関する誤った理解や無関心が、上記のような問題につながっている可能性もあります。こうした誤った理解や無関心は、東日本大震災に起因する人権問題だけでなく、他のあらゆる人権問題を引き起こしている要因でもあります。うわさ話やインターネット上の情報を鵜呑みにするのではなく、正しい情報や知識に基づいて、自分自身で考え判断することが大切です。



### 「災害と人権」について再度考えてみましょう

一時避難や長期避難をするだけでも大変なことなのに、避難先で差別的な取扱いを受けたら…。熊本地震で被災し、県外へ一時避難した方や、今も県外に避難している方が大勢いらっしゃいます。熊本は、津波被害や原発事故のような複合的な災害には至りませんでした。それでも、地震を経験して、被災者の立場からこの問題を考えられるのではないのでしょうか。熊本地震、東日本大震災をはじめとした災害と、その時に起こりうる人権問題について再度考えてみましょう。

## 子どもの人権

「子どものくせに…」、「子どもだから…」と、一方的に決めつけてしまう気持ちがありませんか？

### Q1 どんな課題がありますか？

#### 児童虐待

保護者が18歳未満の子どもに行う身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護者としての養育の放棄等）、心理的虐待のことです。

#### いじめ

子どもに対して、一定の人間関係にある子ども（その子どもが在籍している学校の子どもなど）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

#### 子どもの貧困

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困家庭の子どもが健やかに育つための環境の整備や学習の支援を図る必要があります。

#### 性的搾取

国内外での児童買春やインターネット上における児童ポルノの氾濫など、児童を性的な商売の対象にすることをいいます。

### Q2 どんな取り組みが行われていますか？

#### 【国際的な主な取り組み・日本の主な取り組み】

国際的には、「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）が1989年に国連総会で採択され、日本も1994年に批准しています。この条約では、子どもの「生存・発達・保護・参加」という包括的な権利を守るための必要事項を規定しています。

日本では、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るため「児童憲章」が定められています。また、「児童買春、児童ポルノ禁止法」や「児童虐待の防止等に関する法律」等により、児童の権利の養護が図られています。

#### 【熊本県の主な取り組み】

##### 熊本県子ども輝き条例 [2007制定]

県民みんなで子どもの育ちを支え、全ての子どもが、いつも生き生きと輝く熊本の実現を目指して制定されました。

※毎月15日は「肥後っ子の日」として、学校、地域、職場等で様々な取り組みが行われています。

##### 熊本県いじめ防止基本方針 [2013策定]

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されました。

##### くまもと子ども・子育てプラン [2015策定]

すべての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことができ、また、安心して子どもを産み育てることができる地域社会を目指して策定されました。

♪平成28年度人権メッセージ優秀作品紹介♪

「どうしたの？」っていえるひとになりたいな

## 高齢者の人権

年齢だけで「高齢者はこうあるべき…」と決めつけた考え方や、特別扱いをしていませんか？

### Q1 どんな課題がありますか？

#### 認知症に対する誤った理解や偏見

認知症は、脳の病気が原因で起こります。記憶障がいなど様々な症状が現れますが、「何もわからなくなる」、「何もできなくなる」ということではありません。不安や苦しみを感しているのは本人であり、本人の尊厳が守られ、安心して生活するための支援が求められます。

#### 高齢者虐待

身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）などがあります。

#### 犯罪被害・消費者被害等

振り込め詐欺など悪徳商法の被害、財産管理上のトラブルなど、様々な犯罪や消費者被害等に巻き込まれる可能性があります。

### Q2 どんな取り組みが行われていますか？

#### 【国際的な主な取り組み・日本の主な取り組み】

国際的には、「高齢者のための国連原則」[1991国連総会での採択]により、高齢者の人権を保障するための5つの基本原理（「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」）と18の原則が示され、各国政府は自国の計画にこの原則を組み入れるよう奨励されました。

日本では、国民一人ひとりが生涯にわたって、安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指して制定された「高齢社会対策基本法」[1995制定]をはじめとして、「高齢社会対策大綱」[1996策定、2001改定]、「介護保険法」[1997制定]、「高齢者虐待防止法」[2006策定]、「高齢者雇用安定法」[2006策定]等の法令により高齢者の権利擁護が図られています。

#### 【熊本県の主な取り組み】

##### 「長寿・安心・くまもとプラン」(2015年度～2017年度)

高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域において、快適かつ安心・安全に自立した生活ができるよう、熊本らしい高齢者福祉施策を推進するために策定されました。

#### 認知症対策の推進

『熊本モデル』と呼ばれる2層構造（基幹型センター、地域拠点型センター）の認知症疾患医療センター等と、かかりつけ医等との連携促進による3層構造の「医療体制の充実」、認知介護研修の着実な実施等による「介護体制の充実」、認知症サポーターによる「地域支援体制の充実」を3本の柱に取り組みを進めています。

「オレンジリング」をつけているのは、認知症サポーター（「認知症サポーター養成講座」を受けた人）です！



## ホームレスの人権

### Q1 どんな課題がありますか？

ホームレスは、公園、河川敷等を起居の場として日常生活を営んでいる人々のことですが、経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等が背景となっているといわれています。

自立の意思がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされ、食事の確保や健康面での不安を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。また、中には地域社会とのあつれきが生じ、苦情やいやがらせ等が発生している状況もみられます。

### Q2 どんな取り組みが行われていますか？

#### 【日本の主な取り組み】

ホームレスの「自立」につながる総合的な対策を実施することを、国や地方公共団体の責務と定めた「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」[2002制定]に次いで、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」[2013策定]（ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を、国民、地方公共団体、関係団体に対し明記した）や、「生活困窮者自立支援法」[2015制定]（ホームレス関連事業が、住居に困窮する人に対して宿泊場所の供与等を行う一時生活支援事業として法定化された）等が定められ、ホームレスに関する問題の解決を図っています。

#### 【熊本県の主な取り組み】

県では、ホームレスに対して宿泊場所の供与等を行い、相談、支援を行う自立相談支援機関と連携して、自立し、安定した生活を営めるよう支援を行っています。

## 刑を終えて出所した人等の人権

### Q1 どんな課題がありますか？

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、本人に真しな更生意欲があり、被害者心情に十分な理解を持っている場合でも、社会に根強い偏見や差別意識があることや、また、高齢化が進行していることなどにより、就職や居住などの面で社会に受け入れられ難いといった問題が起きています。その結果、再び罪を犯してしまうこともあります。

また、本人に対してだけでなく、その家族に対しても偏見や差別意識が働き、人権侵害が起きることさえあります。

### Q2 どんな取り組みが行われていますか？

#### 【日本の主な取り組み】

「更生保護法」[2007制定]が、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法を統合し、更生保護の機能の充実強化を目的として制定されました。国の責務として、保護観察官らの指導や監督の権限が強化される一方で、住居・就業等の面で、受刑者等の円滑な社会復帰が図られるようになりました。

また、「社会を明るくする運動」(毎年7月に実施)等の啓発事業に取り組んでいます。保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司・日本更生保護女性連盟・日本BBS連盟等の民間ボランティア、雇用の受け皿となる協力雇用主などが支援活動を行っています。

#### 【熊本県の主な取り組み】

矯正施設を退所後、ただちに福祉サービス等(障がい者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、保護観察所と協議して進めるなど、連携した支援を行うことで、高齢または障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するとともに、再犯防止にも取り組んでいます。

▶平成28年度人権メッセージ優秀作品紹介▶

聞いてほしい、気づいてほしいSOS 伝える勇気があなたを守るよ。

## ライブラリー 人権センター貸出図書・DVD紹介

熊本県人権センター(県庁新館2階)では人権関係の図書とビデオ・DVDを備え、センター内で閲覧・視聴出来るほか、無料貸出も行っていきます。県内に在住の方、通勤・通学している方であればどなたでもご利用いただけます。お気軽にお問合せください。

### ♪貸出のご案内♪

図書 おひとりさま 3冊まで(2週間以内)  
ビデオ・DVD おひとりさま 2本まで(1週間以内)⇒貸出日前月の1日から予約可能  
人権啓発パネル 1団体につき 1週間以内 ⇒3か月前から予約可能

### 新着DVD (平成29年3月入荷)

わかっカフェへようこそ  
～ココロまじわるヨリドコロ～  
[企画・制作] 東京都教育委員会・東映(株)  
[制作年] 2016年  
[分類番号] A132 [上映時間] 35分



町の路地にたたずむ小さなカフェ「わかっカフェ」に集まる人々のエピソードをオムニバス形式で紹介。インターネットによる人権侵害・高齢者の人権・外国人の人権という3つの切り口から、身近な人権問題について考えることができる作品。

フェアな会社で働きたい

[企画・制作] 東映(株)  
[制作年] 2015年  
[分類番号] A133 [上映時間] 25分



企業がさまざまなステークホルダーの人権を尊重することは、現代の企業にとって必須のことであり、またそのための社員教育も重要になっている。人事部の新入社員の体験を通して、企業における人権のありかたと公正な採用選考について学ぶことができる作品。(テーマ:セクハラ、パワハラ、外国人、障がい者、女性活躍)

心射す空へ

[企画・制作] 北九州市・東映(株)  
[制作年] 2016年  
[分類番号] A134 [上映時間] 32分



大学生たちの悩みと学びを通して、「正しい知識と理解」「多様性の受容と尊重」の大切さを描いたアニメーション作品。若年性認知症と診断された主人公の父が、記憶や理解力を失っていくこと、主人公が大学の課題として学ぶ同和問題、自身がトランスジェンダーであることに生きづらさを感じている主人公の幼なじみ…誰もが人権を尊重され自分らしく生きていける社会について考えてみませんか。

「部落の心を伝えたい」第29巻  
私は変わることができる

～熱と光で生きる力を～西村敦郎～  
[企画・制作] 風楽創作事務所・(株)フルーク映像  
[制作年] 2016年  
[分類番号] F120 [上映時間] 26分



いじめられっ子で自尊心を持ってなかった中、中学2年で親友の家で初めての部落差別を受ける。高校に入るとの解放研の仲間との出会いが転機となったが、自衛隊で敬愛する上司から再び受けた部落差別。今、文化センターの館長として解放運動に邁進する。自らの人生を赤裸々に語ることから差別の本質を突く。

### 図書・DVDコーナーがリニューアルしています！



図書・DVDの配置を変更したほか、絵本や児童向けの本をピックアップした「キッズコーナー」を設置しました。今後は、月ごとに企画展示も実施しますので、お楽しみに♪

シリーズ<考えよう!ハラスメントvol.2>  
LGBTを知ろう

[企画・制作] アトリエエム(株)  
[制作年] 2016年  
[分類番号] Z34 [上映時間] 20分



LGBTの人たちを取り巻く現状を理解し、職場や教育現場でどのように具体的に取り組んでいけばよいのかを、イラストやデータ、事例などを豊富に盛り込んでわかりやすく解説したDVD。テーマをLGBTに絞った研修に使っていただける内容となっている。

この他の新着DVD・図書についてはこちら

2月から人権啓発映画上映会を開催しています。詳細はホームページをご覧ください。

## 職場等におけるハラスメント防止に向けて

近年、セクハラ、パワハラだけでなく、モラハラ、モラハラ など様々なハラスメントによる被害が指摘されています。誰もが働きやすい職場環境づくりのために、ハラスメントの予防・解決に向けてどのような取り組みをすれば良いのでしょうか。

今回、社会保険労務士として、ハラスメントをはじめ労使間の様々な問題解決に携わっていらっしゃる川内恵理さん（株式会社ブレインスター人材開発室長）にお話を伺いました。



### Q.ハラスメントの現状について教えてください。

労働局に寄せられた労使間の紛争に関する相談状況を見ると、近年では、不当解雇や労働条件の引き下げなどの相談を越えて、いじめ・嫌がらせの相談が圧倒的に増えているという傾向があります。つまり、職場での人間関係が問題となっているケースが多いということです。また、職場でのハラスメントはセクハラ・パワハラ・モラハラなど多様化していて、それぞれが重なる部分もあります。

### Q.ハラスメント防止のためには、感情のコントロールやコミュニケーション能力を身に付けることが必要とのことですが、具体的にどのような手法があるのでしょうか。

自分の感情に気づき、特にその中の「怒り」という感情をコントロールすることでハラスメント防止に活かす「アンガーマネジメント」という方法があります。アンガーマネジメントとは、「怒る必要のあることは上手に怒り、怒る必要のないことは怒らないようにすること」です。具体的な手法として、①衝動、②思考、③行動のコントロールなどがあります。①衝動のコントロールとは、怒りの感情のピークは長くても6秒と言われていて、怒りのピークが過ぎるまで、反応せず落ち着かせる、その場から離れるといった試みをすることです。②思考のコントロールとは、自分の価値観（基準や境界線）を知った上で、様々な価値観があることを知り、共通のルールを具体的に決めるなどしてお互いに価値観の違いをうまく認め合うことです。③行動のコントロールとは、自分で変えられることと変えられないこと、重要であるかないかによって対処法を決めることです。エネルギーを注ぐ必要がないことにイライラしていないかチェックしてみると良いと思います。怒りという感情は職場内だけではなく、いじめや家庭内暴力など職場外へも連鎖することがあり、上手にコントロールすることで様々な人権侵害の防止にもつながります。

他にも相手の気持ちや考えを尊重しながら、自分の気持ちや考えをその場に適切な表現で相手に率直に伝える「アサーション」というコミュニケーションの方法もあります。被害者にならないためにも、日頃の行動や態度を振り返り、自分の気持ちを伝える努力をすることも必要ではないでしょうか。

平成28年度人権メッセージ優秀作品紹介

踏み出してみよう だめって言える 勇気と優しさ

### Q.ハラスメントのない環境づくりのために大切なことは何でしょうか。

まず、多様な価値観を認めることです。自分の価値観をよく理解した上で、自分と違うからといって否定せず、お互いに尊重しあう姿勢が大切だと思います。また、人間関係の距離感や感じ方はそれぞれ相手によって異なりますので、お互いに共通認識を持つことが必要です。組織においては、人権問題について同じ研修を受けることやみんなが同じルールを知っておくことがハラスメント防止につながります。

ハラスメントで悩んでいる人は、一人で抱えこまず、早めに相談することが解決への第一歩です。そのためにも、普段からあいさつやちょっとした声掛けなどのコミュニケーションをみんなで心がけることがとても大切だと考えています。ハラスメント行為が問題化するのには、傍観者になっていて自分が間接的な加害者であることに気づいていないことが要因のひとつにあります。まず、自分が傍観者になっていないか振り返ってみること、些細な周囲の変化に気を配ることが加害者も被害者もつからない環境づくりへとつながると思います。同僚や仲間の変化に気づき、思いやりをもって声を掛けてほしいと思います。

パワハラ対策の資料については→

アンガーマネジメントについては→

## トピックス

### 人権に関する県民意識調査の結果から…

県では、平成26年11月に「人権に関する県民意識調査」を実施しました。

調査では、人権全般、個別の人権課題、啓発活動等についてそれぞれ複数の質問を設け、項目ごとに集計・分析を行いました。

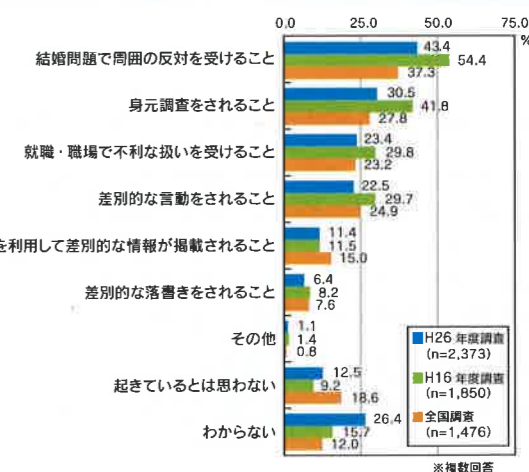
前回に引き続き、同和問題についての結果の一部をご報告します。

Q. あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。  
(複数回答可)

「結婚問題で周囲の反対を受けること」と答えた人の割合が43.4%と最も高く、次いで「身元調査をされること」(30.5%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(23.4%)の順となっています。

前回調査(H16実施)と比べると、ほとんどの項目で割合が低くなっている一方で、「起きているとは思わない」、「わからない」が高くなっており、差別を身近に感じるものが少なくなってきた、あるいは、差別が潜在化してきた、同和問題に対する関心が低下してきたなどの見方ができます。

また、「インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること」の割合は横ばいであり、引き続き、この問題に対する対応が必要と考えられます。



## がんばってます！

このコーナーでは、県内の市町村における人権啓発の取り組みについてお知らせします。今回は、水俣市の取り組みをご紹介します。

### ◆水俣市における人権教育・啓発の取り組みについて◆

水俣市では、人権教育・啓発の取り組みの一つとして、毎年12月の人権週間に、熊本県（人権同和政策課）が募集している人権メッセージの優秀作品をパネルにして、市役所玄関ホールで展示を行っています。

平成28年度は、市庁舎建替えのため、市内中心部にある「水俣市ふれあいセンター～まちかど休憩所～」で展示を行いました。

ふれあいセンター利用の方々から、「素敵な言葉に癒されました。」「一人ひとりの違いを認め合う思いやりは大切にしたいものです。」との感想を聞くことができました。人権メッセージで、知らない人同士が語り合い、人権について考える時間を持つことができ、市民の人権意識の高揚につながりました。

平成28年度の優秀作品には、水俣市内の中学生のメッセージが選ばれました。「間違っただけを信じる人より、自分で聞いて、本当の君を信じられる人になりたい。」この標語をきっかけに、水俣市民の方々が、身近な日常生活の中で人権について語り合ってもらえることを期待しています。



### 人権に関する相談をお受けします

熊本県人権センターでは、相談員が面接や電話で人権に関する相談をお受けし、助言や情報提供を行っています。

（相談は無料。プライバシーは守ります。）

下記の相談専用電話までご連絡ください。

相談専用電話 096-384-5822

相談時間 平日9:00～12:00/13:00～16:00

### 熊本県環境生活部県民生活局 人権同和政策課 (熊本県人権センター)

本情報誌への  
ご意見・ご感想を  
お寄せください

住所 〒862-8570 熊本県中央区水前寺6丁目18番1号  
(県庁行政棟新館2階)

開館時間 8:30～17:15

休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始

電話 096-333-2299 096-333-2300(DVD・図書専用)

FAX 096-383-1206

メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp